平成２８年（フ）第８７０号
神戸市東灘区西岡本３丁目１番７号　402号
破産者　山口眞千惠
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５号
兵庫県加東市社433番地
破産者　阿江　正彦
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１０４号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住１－306、破産手続開始決定時の住所奈良県天理市柳本町2026番地14
破産者　三浦　秀孝
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１９号
福岡県大牟田市住吉町４番地10　エメラルドハイツ501号
破産者　砂田　誠彦
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第６２８号
北九州市小倉南区沼緑町２丁目３番70号
破産者　山下　亜紀
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６５２号
北九州市八幡東区白川町９番15―406号、前住所北九州市八幡東区宮の町２丁目８番６号
破産者　福田　　宝
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２２号
沖縄県中頭郡西原町字我謝784番地の４　（パレスアルカディア202号）
破産者　比嘉　博誠
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７７号
岩手県花巻市材木町25番22号
破産者　管野　昌徳
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３３９号
仙台市若林区若林５丁目１番31号　ロフティ若林Ｂ―108、従前の住所仙台市青葉区国分町３丁目８番10―401号
破産者　佐藤加代子
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５９２号
仙台市太白区東中田２丁目７番30―302号
破産者　大宮　直樹
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
秋田県大仙市字刈和野59番地
破産者　神成　貴章
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第５８号
福島県会津若松市東年貢１丁目６番13号、前住所福島県会津若松市東千石１丁目５番８号
破産者　磯目　哲哉
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
栃木県佐野市犬伏下町2141番地　富田アパート南側、前住所栃木県佐野市富岡町704番地３
破産者　亀山　正男
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２８０号
石川県白山市五歩市町484番地12、従前の住所石川県白山市美里町92番地
破産者　杉本　　裕
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８５号
静岡県三島市西若町４番26号　コロナハイツ303、前住所静岡県三島市旭ヶ丘22番31号
破産者　伊藤　春雄
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
愛知県一宮市北今字林三ノ切26番地１　パレス尾西201号
破産者　森　　正彦
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２７号
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目９番８―305号
破産者　大喜多義雄
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５８号
神奈川県相模原市中央区矢部３丁目26―11ストークハイツ201号、住民票上の住所兵庫県西宮市六軒町10番１―301号　グリーンソワレ
破産者　林田　裕志
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係